

中心市街地の空き店舗を活用した新規出店を応援します！

～ 令和元年度中心市街地空き店舗活用補助金 ～

■目的■

石岡市中心市街地の活性化に向けて、空き店舗の減少及び商環境の向上を図るため、空き店舗を活用して新規出店する方とその空き店舗を所有する方に対し、出店や修繕等にかかる経費の一部を補助します。

■対象者■

1. 補助対象指定区域内で新たに店舗を出店したいと考えている方
※ いずれも個人または法人（中小企業者）
2. 補助金の活用を見込む新規出店者が出店を予定している店舗の所有者の方

■対象となる主な業種■

小売業、飲食業、サービス業 など（※詳細は、ガイドラインを参照）

■定義■

用語	意義
空き店舗等	指定区域内において入居者がいない状態又は入居者を決定していない状態が原則として3箇月以上継続し、店舗として賃貸借可能な建物の全部又は一部をいう。
新規出店者	空き店舗等を賃借する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として設定された日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号に定める産業分類（大分類）のうち、市長が別に定める事業を新たに営もうとする者又は既に事業を営んでいる個人又は法人をいう。
店舗継承出店者	空き店舗等を賃借する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として設定された日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める産業分類（大分類）のうち、市長が別に定める事業を新たに営もうとする者又は既に事業を営んでいる個人又は法人で、2親等以内の親族から既存店舗を継承する者をいう。
指定区域	石岡市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地で、別図に定める区域をいう。

■補助内容■

<新規出店者>

1. 御幸・香丸・中町・守木通りに面する1階部分の店舗に出店する場合

補助対象経費	補助対象者	補助率	補助限度額
店舗改装費（内装工事・外装工事・給排水設備工事・電気工事・空調設備工事・附帯設備の設置など）	指定区域における 新規出店者	3分の2以内	160万円
店舗賃借料（保証金・敷金・礼金等の預託金、仲介手数料等を除く）		2分の1以内	月額5万円 最長12カ月

※店舗改装費…設計費や備品費は対象外となります。

2. 御幸・香丸・中町・守木通りに面する2階以上部分の店舗に出店する場合

補助対象経費	補助対象者	補助率	補助限度額
店舗改装費（内装工事・外装工事・給排水設備工事・電気工事・空調設備工事・附帯設備の設置など）	指定区域における 新規出店者	3分の2以内	150万円
店舗賃借料（保証金・敷金・礼金等の預託金、仲介手数料等を除く）		2分の1以内	月額4万円 最長12カ月

※店舗改装費…設計費や備品費は対象外となります。

3. 御幸・香丸・中町・守木通り以外の店舗に出店する場合

補助対象経費	補助対象者	補助率	補助限度額
店舗改装費（内装工事・外装工事・給排水設備工事・電気工事・空調設備工事・附帯設備の設置など）	指定区域における 新規出店者	3分の2以内	140万円
店舗賃借料（保証金・敷金・礼金等の預託金、仲介手数料等を除く）		2分の1以内	月額3万円 最長12カ月

※店舗改装費…設計費や備品費は対象外となります。

<店舗継承出店者>

1. 御幸・香丸・中町・守木通りに面する1階部分の店舗に出店する場合

補助対象経費	補助対象者	補助率	補助限度額
店舗改装費（内装工事・外装工事・給排水設備工事・電気工事・空調設備工事・附帯設備の設置など）	指定区域内における 店舗継承出店者	2分の1以内	120万円

※店舗改装費…設計費や備品費は対象外となります。

2. 御幸・香丸・中町・守木通りに面する2階以上部分の店舗に出店する場合

補助対象経費	補助対象者	補助率	補助限度額
店舗改装費（内装工事・外装工事・給排水設備工事・電気工事・空調設備工事・附帯設備の設置など）	指定区域内における 店舗継承出店者	2分の1以内	110万円

※店舗改装費…設計費や備品費は対象外となります。

3. 御幸・香丸・中町・守木通り以外の店舗に出店する場合

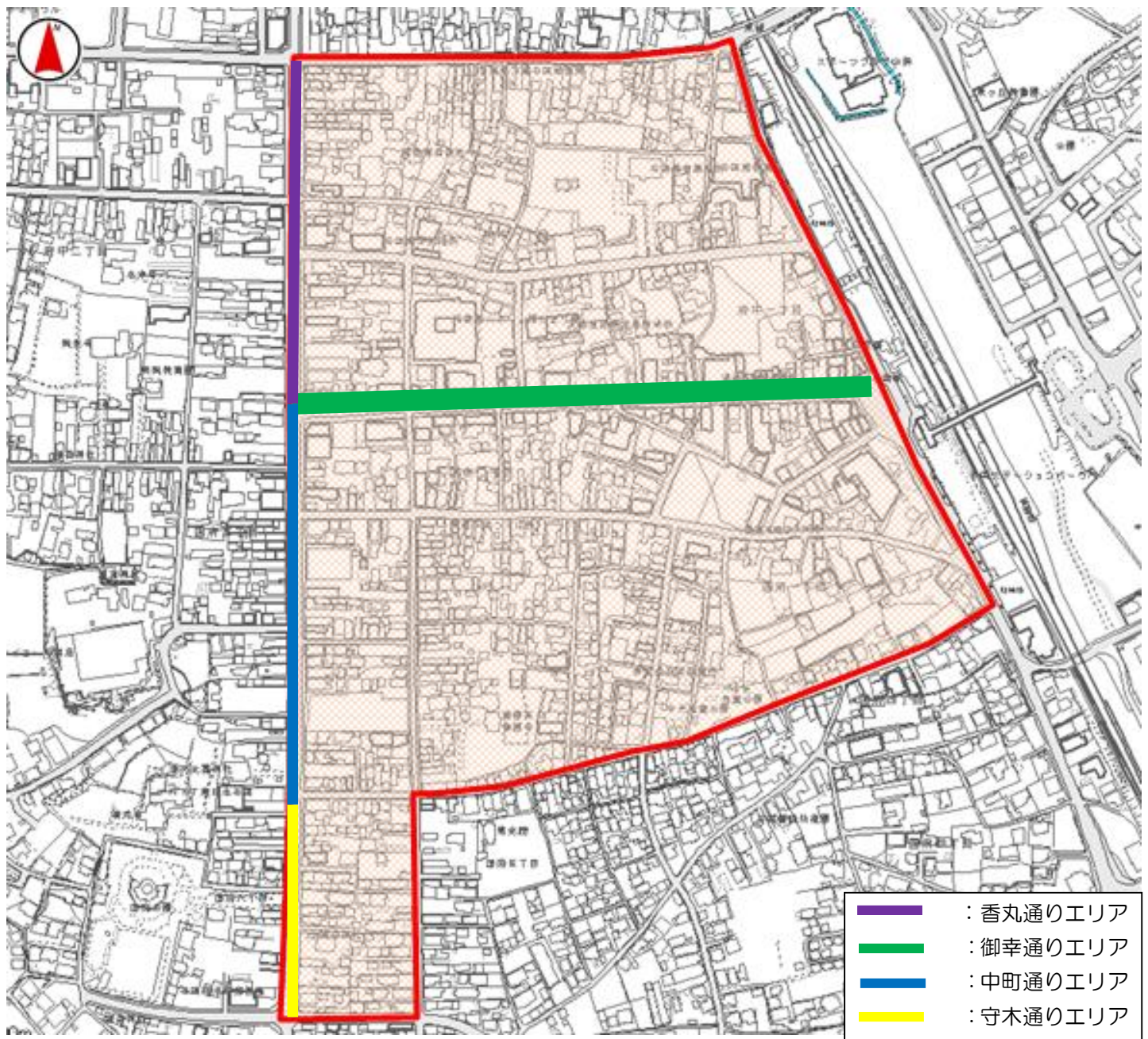
補助対象経費	補助対象者	補助率	補助限度額
店舗改装費（内装工事・外装工事・給排水設備工事・電気工事・空調設備工事・附帯設備の設置など）	指定区域内における 店舗継承出店者	2分の1以内	100万円

※店舗改装費…設計費や備品費は対象外となります。

<新規出店者が出店を予定している店舗の所有者>

補助対象経費	補助対象者	補助率	補助限度額
店舗修繕費（当該店舗の賃貸に当たり必要と認められる屋根工事，外壁工事，給排水設備工事（床下・建物以外の設備），電気工事（電線から配電盤までの設備），空調設備工事等に係る費用）	指定区域内において新規出店者が入店する店舗の所有者	6分の1以内	50万円

■補助対象指定区域■



【指定区域】

- ・指定区域は，実線（道路を指す。）内側の区域（実線外側に隣接する店舗を含む。）とします。
- ・新規出店者への補助率は，上記エリアの通りに面する店舗の場合とそれ以外のエリアでは補助額に差が設けられます。また，上記エリアの通りにおいても，1階への出店の場合と2階以上への出店の場合でも補助額に差が設けられます。
- ・通りに面するとは，店舗の出入り口が各通りに面するものに限りです。

■補助対象の要件■

1. 中心市街地の活性化に関する事業等に積極的に関わる意欲があること
2. 不特定多数の来客が期待できる店舗であること（会員制の店舗でないこと）
3. 新規出店者の場合、空き店舗等の所有者と新規出店者との関係が下記表の要件に該当しないこと

空き店舗の所有者区分	新規出店者区分	要件
法人	個人	1 新規出店者と空き店舗を所有する法人（以下「所有法人」）の役員若しくは発起人となが生計を一としている者。 2 新規出店者と所有法人の役員若しくは発起人となが2親等以内の親族である者。
	法人	1 新規出店者である法人の代表者と所有法人の役員若しくは発起人となが生計を一としている者。 2 新規出店者である法人の代表者と所有法人の役員若しくは発起人となが2親等以内の親族である者。
個人	個人	1 新規出店者と空き店舗所有者となが生計を一としている者。 2 新規出店者と空き店舗所有者となが2親等以内の親族である者。
	法人	1 新規出店者である法人の代表者と空き店舗所有者となが生計を一としている者。 2 新規出店者である法人の代表者と空き店舗所有者となが2親等以内の親族である者。

4. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は第3条の2に規定する特定性風俗物品販売等営業に該当しないこと
5. 中心街地内で過去に営業し、その後空き店舗等としたことがないこと
6. 週5日以上営業し、かつ通年営業できる見込みのあること
7. 市税（国民健康保険税を含む。）の滞納がないこと
8. 個人若しくは団体の意見広告又は個人の宣伝となるものを行わないこと
9. 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生手続き又は再生手続きを行っていないこと
10. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団の構成員若しくはその関係者又はその利益となる活動を行う者が、新規出店者又は新規出店者が入店する店舗所有者の役員又は経営に事実上参加していないこと
11. 市長が不適当と認める業種の営業を行っていないこと又は行わないこと
12. 平成24年度から平成30年度までに石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金の交付を受けたことがないこと

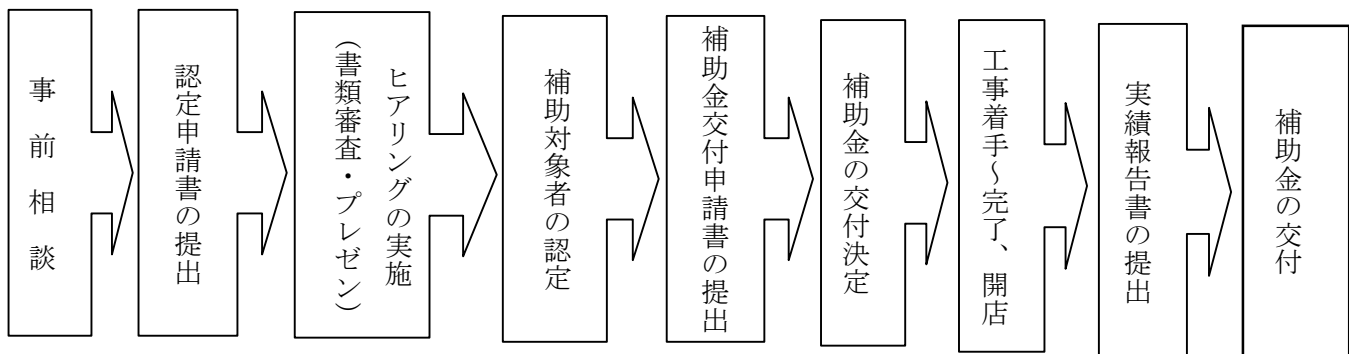
■ 応募について ■

募集期間：令和元年6月26日（水）から 年度内の工事完了が可能な期間まで
※認定申請書の提出から工事着手までは最大で3カ月程度要する見込みです。

◎事業計画の認定に必要な書類

- (ア) 空き店舗等活用支援事業認定申請書（様式第1号）
- (イ) 事業計画書
- (ウ) 収支予算書
- (エ) 申請者が個人の場合は履歴書、法人の場合は履歴事項全部証明書及び定款
- (オ) 戸籍謄本（店舗継承出店者のみ）
- (カ) 市税（国民健康保険税を含む）の納入状況が確認できるもの（完納証明書等）
- (キ) 工事請負契約見積書
- (ク) 改装計画がわかる図面
- (ケ) 改装工事前店舗の写真
- (コ) 空き店舗証明書の写し
- (サ) 申請者チェックリスト及び同意書
- (シ) その他必要な関係書類

■ 事業のながれ ■



■ 注意事項 ■

申請者（補助対象者）の責に帰属する事由により、補助金の交付決定の内容または条件に違反、補助金を他の用途に使用した場合などが市で認められたときは、補助金の一部もしくは全額を返還していただく場合があります。

「該当店舗で現在開業している」、「賃貸借契約を締結済み」、「店舗の改装工事を発注済み」など、市が補助金の決定を行う前に事業に着手しているケースは、補助の対象外となります。したがって、応募時点では仮契約又は見積書の取得程度にとどめてください。

■ 問合せ先 ■

石岡市 経済部 商工課

電話：0299-23-1111（内7308）

HP：<http://www.city.ishioka.lg.jp/>